

刑事訴訟法

第1編 一般規定 (第1条～第258条)

第1章 序規定 (第1条～第7条)

第1節 一般規則 (第1条～第2条)

第2節 先決問題 (第3条～第7条)

第2章 刑事担当裁判官および裁判所の管轄 (第8条～第51条)

第1節 管轄を決める規則 (第8条～第18条)

第2節 通常の裁判官と裁判所間の管轄権の問題 (第19条～第45条)

第3節 管轄権の否定および特別裁判官または特別裁判所によって提起される管轄権の否定、並びに、行政当局に対する苦情の不服申立て (第46条～第51条)

第3章 上級裁判官、(一人制裁判所) 裁判官、顧問および裁判所補助者の忌避および免除、並びに、検察庁の棄権 (第52条～第99条)

第1節 一般規定 (第52条～第56条)

第2節 予審裁判官および上級裁判官の忌避の審査 (第57条～第71条)

第3節 治安裁判官の忌避の審理 (第72条～第83条)

第4節 裁判所補助者の忌避 (第84条～第93条)

第5節 顧問の(職務) 免除および忌避 (第94条～第95条)

第6節 検察庁の棄権 (第96条～第99条)

第4章 犯罪および軽罪に起因する訴権を行使する者 (第100条～第117条)

第5章 刑事裁判における弁護、無料法律扶助および翻訳・通訳を受ける権利 (第118条～第140条)。

第1節 弁護と無料法律扶助を受ける権利 (第118条～第122条)

第2節 翻訳と通訳を受ける権利 (第123条～第140条)。

第6章 裁定を下す形式および不一致解決の態様 (第141条～第165条)

第1節 訴訟上の裁定 (第141条～第162条)

第2節 (票決の) 不一致を解決する方法 (第163条～第165条)

第7章 通知、呼出しおよび召喚 (第166条～第182条)

第8章 共助嘱託 (第183条～第196条)

第9章 裁判上の期限 (第197条～第215条)

第10章 訴訟上の裁定に対する不服申立て (第216条～第238条の3)

第1節 裁判官および裁判所の裁定に対する不服申立て (第216条～第238条)

- 第2節 裁判所書記官の裁定に対する再審理請求（第238条の2～第238条の3）
- 第11章 訴訟費用（第239条～第246条）
- 第12章 司法統計に関する裁判官および裁判所の義務（第247条～第257条）
- 第13章 懲戒処分（第258条）

第2編 予審手続き（第259条～第648条）

- 第1章 告発（第259条～第269条）
- 第2章 告訴（第270条～第281条）
- 第3章 司法警察（第282条～第298条）
- 第4章 予審の実行（第299条～第325条）
 - 第1節 （予審）調書および予審実行する管轄当局（第299条～第305条）
 - 第2節 予審手続きの形成（第306条～第325条）
- 第5章 犯罪の確認と犯人の捜査（第326条～第485条）
 - 第1節 目視検査（第326条～第333条）
 - 第2節 罪体（第334条～第367条）
 - 第2節の2 裁判関連物品の破棄と期限前換金（第367条の2～第367条の7）
 - 第3節 犯人の同一性およびその個人的状況（第368条～第384条）
 - 第4節 被疑者の供述（第385～第399条）
 - 第5節 証人の陳述（第410条～第450条）
 - 第6節 証人および被疑者の対峙尋問（第451条～第455条）
 - 第7節 専門家の報告（第456条～第485条）
- 第6章 呼出し、逮捕および仮拘禁（第486条～第527条）
 - 第1節 呼出し（第486条～第488条）
 - 第2節 逮捕（第489条～第501条）
 - 第3節 仮拘禁（第502条～第519条）
 - 第4節 弁護権の行使、弁護士の援助、被逮捕者と在監者の処遇（第520条～第527条）
- 第7章 被疑者の仮釈放（第528条～第544条）
- 第8章 憲法第18条で認められた権利を制限する捜査方法（第545条～第588条の8）
 - 第1節 閉鎖場所への立入りと捜索（第545条～第572条）
 - 第2節 帳簿や書類の捜索（第573条～第574条）
 - 第3節 書簡および電信の留置および開封（第579条～第588条）
 - 第4節 電話およびインターネット通信の傍受、電子機器を使用する口頭通信の受信・録音、画像取得および追跡・位置特定の技術的装置の使用、大容量データ記憶装置の検索およびコンピュータ機器の遠隔検索に関する共同規定（第588条の2のa～第588条の2のk）

- 第5節 電話およびテレマテック通信の傍受（第588条の3のa～第588条の3のm）
- 第6節 電子機器を使用した口頭通信の獲得および録音（第588条の4のa～第588条の4のe）
- 第7節 画像の取得、追跡および位置特定の技術的装置の使用（第588条の5のa～第588条の5のc）
- 第8節 大容量情報記憶装置の搜索（第588条の6のa～第588条の6のc）
- 第9節 コンピュータ機器に関する遠隔搜索（第588条の7のa～第588条の7のc）
- 第10節 保全措置（第588条の8）

第9章 保証および差押え（第589条～第614条）

第10章 第三者の民事責任（第615条～第621条）

第10章の2 国家財政に対する犯罪における特則

第11章 予審の終了と却下（第622条～第645条）

第1節 予審の終了（第622条～第633条）

第2節 却下（第634条～第645条）

第12章 前各章に係わる総則（第646条～第648条）

第3編 口頭審理裁判（第649条～第749条）

第1章 犯罪の評価（第649条～第665条）

第2章 （判決）言渡し前の（先決）事項（第666条～第679条）

第3章 口頭審理裁判の開催（第680条～第749条）

第1節 討議の公開（第680条～第682条）

第2節 裁判長の権能（第683条～第687条）

第3節 口頭審理裁判における証拠調べの実施方法（第688条～第731条）

第4節 起訴、弁護および判決（第732条～第743条）

第5節 口頭審理裁判の中断（第744条～第749条）

第4編 特別訴訟手続き（第750条～第846条）

第1章 上院議員または国会議員が起訴される場合の手続き（第750条～第756条）

第2章 簡略訴訟手続き（第757条～第794条）

第1節 一般規定（第757条～第768条）

第2節 司法警察および検察庁の訴訟行為（第769条～第773条）

第3節 事前手続き（第774条～第779条）

第4節 口頭審理裁判の準備（第780条～第784条）

第5節 口頭審理裁判および判決（第785条～第789条）

- 第 6 節 判決に対する異議申立て (第 790 条～第 793 条)
- 第 7 節 判決の執行 (第 794 条)
- 第 3 章 特定の犯罪の迅速な裁判手続き (第 795 条～第 803 条)
 - 第 1 節 適用範囲 (第 795 条)
 - 第 2 節 司法警察の訴訟行為 (第 796 条)
 - 第 3 節 当直 (治安) 裁判所での緊急手続き (第 797 条～第 799 条)
 - 第 4 節 口頭審理裁判の準備 (第 800 条～第 801 条)
 - 第 5 節 口頭審理裁判と判決 (第 802 条)
 - 第 6 節 判決に対する異議申立て (第 803 条)
- 第 3 章の 2 (検察官) 裁定の承諾による訴訟手続き (第 803 条の 2 の a～第 803 条の 2 の j)
- 第 3 章の 3 没収の影響を受ける第三者の介入および自立的没収の手続き (第 803 条の 3 の a～第 803 条の 3 の u)
 - 第 1 節 没収の影響を受ける可能性のある第三者の刑事訴訟への介入 (第 803 条の 3 の a～第 803 条の 3 の d)
 - 第 2 節 自立的没収の手続き (第 803 条の 3 の e～第 803 条の 3 の u)
- 第 4 章 個人に対する名誉棄損および虚偽告訴罪の訴訟手続き (第 804 条～第 815 条)
- 第 5 章 印刷物、彫版物またはその他の機械的出版手段により実行された犯罪の訴訟手続き (第 816 条～第 823 条)
- 第 6 章 (在外犯人の) 引渡し手続き (第 824 条～第 833 条)
- 第 7 章 不出廷被疑者 (被告人) に対する手続き (第 834 条～第 846 条)

- 第 5 編 控訴、破棄請求および再審理 (第 846 条の 2 の a～第 961 条)
 - 第 1 章 判決および特定の決定に対する控訴 (第 846 条の 2 の a～第 846 条の 3)
 - 第 2 章 破棄請求 (第 847 条～第 953 条)
 - 第 1 節 法律違反および形式違背による破棄請求 (第 847 条～第 909 条)
 - 第 2 節 形式違背による破棄請求 (第 910 条～第 933 条)
 - 第 3 節 法律違反および形式違背による破棄請求の提起、審理および裁定 (第 934 条～第 946 条)
 - 第 4 節 死亡の訴訟事件での破棄請求 (第 947 条～第 953 条)
 - 第 3 章 再審理 (の不服申立て) (第 954 条～第 961 条)

- 第 6 編 軽罪の裁判手続き (第 962 条～第 982 条)
- 第 7 編 判決の執行 (第 983 条～第 999 条)
 - 補足 (第 1 条～最終条)